

(事業の目的)

第1条 この規定は、株式会社 novel が設置するセレスト訪問看護ステーション(以下「ステーション」という。)の 職員及び業務管理に関する重要事項を定めることにより、ステーション内の円滑な運営を図るとともに、 指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護(以下「訪問看護」という。)の適正な運営及び利用者に対する適切な訪問看護の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 ステーションは、訪問看護を提供することにより、生活の質を確保し、健康管理及び日常生活活動の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養ができるよう努めなければならない。
 - 2 ステーションは事業の運営にあたって、必要なときに必要な訪問看護の提供ができるよう努めなければならない。
 - 3 ステーションは事業の運営にあたって、関係区市町村、地域包括支援センター、保健所及び近隣の他の保健・医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努めなければならない。

(事業の運営)

- 第3条 ステーションは、この事業の運営を行うに当たっては、主治医の訪問看護指示書(以下「指示書」という。) に基づく適切な訪問看護の提供を行う。
 - 2 ステーションは、訪問看護を提供するにあたっては、ステーションの保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士(以下「看護師等」という。)又は看護補助者によってのみ訪問看護を行うものとし、第三者への委託によって行ってはならない。

(事業の名称及び所在地)

- 第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
 - (1) 名 称:セレスト訪問看護ステーション
 - (2) 所在地:東京都墨田区八広 5-1-10 ジョブルヤマモトIF

(職員の職種、員数及び職務内容)

- 第5条 ステーションに勤務する職種、員数及び職務内容は次の通りとする。
 - (1) 管理者: 看護師若しくは保健師 I名 管理者は、所属職員を指揮・監督し、適切な事業の運営が行われるように統括する。但し、管理 上支障がない場合は、ステーションの他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施 設等の職務に従事することができるものとする。
 - (2) 看護職員:保健師、看護師又は准看護師 常勤換算2.5名以上(内、常勤1名以上) 訪問看護計画書及び報告書を作成し(准看護師を除く)、訪問看護を担当する。
 - (3) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士: 適当数 ※必要に応じて雇用する。 看護職員の代わりに、看護業務の一環としてのリハビリテーションを担当する。

(営業日及び営業時間等)

- 第6条 ステーションの営業日及び営業時間は次のとおりとする。
 - (1) 営業日:月曜日から金曜日まで但し、年末年始を除く。
 - (2) 営業時間:午前9時~午後6時までとする。
 - 2 常時24時間、利用者やその家族からの電話等による連絡体制を整備する。

(訪問看護の利用時間及び利用回数)

第7条 居宅サービス計画書に基づく訪問看護の利用時間及び利用回数は、当該計画に定めるものとする。 ただし、医療保健適用となる場合を除く。

(訪問看護の提供方法)

第8条 訪問看護の提供方法は次のとおりとする。

- (I) 利用者が主治医に申し出て、主治医がステーションに交付した指示書により、訪問看護計画書を作成し訪問看護を実施する。
- (2) 利用者に主治医がいない場合は、ステーションから居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、 地区医師会、関係区市町村等、関係機関に調整等を求め対応する。

(訪問看護の内容)

第9条 訪問看護の内容は次のとおりとする。

(1) 療養上の世話

清拭・洗髪などによる清潔の管理・援助、食事(栄養)及び排泄等日常生活療養上の世話、ターミナルケア

(2) 診療の補助

褥瘡の予防・処置、カテーテル管理等の医療処置

(3) 家族の支援に関すること。

家族への療養上の指導・相談、家族の健康管理

(緊急時における対応方法)

- 第10条 看護師等は訪問看護実施中に、利用者の病状が急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治 医に連絡し、適切な処置を行うものとする。主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な措 置を講ずるものとする。
 - 2 前項について、しかるべき処置をした場合には、速やかに管理者および主治医に報告しなければならない。

(利用料等)

- 第11条 ステーションは基本利用料として介護保険法等に規定する厚生労働大臣が定める額の支払いを利用者から受けるものとする。介護保険で居宅サービス計画書に基づく訪問看護を利用する場合は、介護報酬告示上の額の負担割合を徴収するものとする。但し、支給限度額を超えた場合は、全額利用者の自己負担とする。
 - 2 ステーションは、基本利用料のほか以下の場合はその他の利用料として、別表の額の支払いを利用者 から受けるものとする。
 - ●訪問看護と連携して行われる死後の処置
 - ●その他(キャンセル料等)

(通常の事業の実施地域)

第12条 通常の事業の実施地域は、墨田区、台東区、葛飾区、江東区とする。

※交通費は訪問エリアに関係なく無料

(相談·苦情対応)

- 第13条 ステーションは、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に迅速に対応する。
 - 2 ステーションは前項の苦情の内容等について記録し、当該利用者の契約の終了日から2年間保管する。

(事故処理)

- 第14条 ステーションは、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに区市町村、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
 - 2 ステーションは、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、当該利用者の契約終了の日から2年間保存する。
 - 3 ステーションは、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(その他運営についての留意事項)

- 第15条 ステーションは、社会的使命を充分認識し、職員の資質向上を図るために次に掲げる研修の機会を設け、また、業務体制を整備するものとする。
 - (1) 採用後3カ月以内の初任研修
 - (2) 年2回の業務研修
 - 2 職員は正当な理由がある場合を除き、業務上知り得た利用者又はその家族の情報を漏らしてはならない。退職後も同様とする。
 - 3 ステーションは、利用者に対する指定訪問看護等の提供に関する諸記録を整備し、当該利用者の契約 終了の日から2年間保管しなければならない。(医療及び特定療養に係る療養に関する諸記録等は3 年、診療録は5年間保管とする)

(従業員の就業環境の確保について)

第16条 ステーションは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は 優越的な関係を背景とした言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当 な範囲を超えたものにより、従業者の就業環境を害されることを防止するための方針の明確化等の必 要な措置を講ずるものとする。

(虐待防止のための措置に関する事項)

- 第17条 ステーションは、高齢者虐待防止法に基づき、組織内の体制及び、虐待又は虐待が疑われる事案が 発生した場合に必要な対応をとる。
 - (1) 責任者 所長 中川 淳子
 - (2) 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話設置等の活用可能)を定期的に実施するとともに、その結果について十分に周知する。
 - (3) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - (4) 従業員に対し、事業所内での研修・勉強会を設け、実施する。
 - (5) 措置を適切に実施するための担当者を置く。

(業務継続計画の策定に関する事項)

- 第18条 ステーションは、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問看護サービスの提供を継続的に実施するため、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講ずるものとする。
 - 2 ステーションは従業者に対し、業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修及び訓練を 定期的に実施するものとする。
 - 3 ステーションは定期的に、業務持続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(感染症対策について)

第19条 ステーションは、事業所内において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置

を講じるものとする。

- (I) ステーションにおける感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話設置等の活用可能)を概ね半年に I 回開催するとともに、その結果について従業員に周知する。
- (2) ステーションにおける感染予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) ステーションにおいて、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

附則

- この規定は、2019年5月1日から施行する。
- この規定は、2021年4月1日改訂する。
- この規定は、2023年10月1日改訂する。
- この規定は、2024年5月24日改訂する。